

社援保発 0726 第 1 号
令和 4 年 7 月 26 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公 印 省 略）

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社保第34号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～11 (略)</p> <p>第12 調査及び援助方針</p> <p>問1～問3 (略)</p> <p><u>問4 局長通知第12の1の(2)のイの(ウ)にいう「支援関係者が参集する会議体」とは、具体的にどのようなものが想定されるか。</u></p> <p><u>答 重層的支援体制整備事業における重層的支援会議、ケアマネジャーが参画するサービス担当者会議、成年後見制度を含めた権利擁護支援に関する具体的な支援方策等を検討・協議する場（ケース会議や受任調整会議等）など、それぞれの制度における個別支援を行うための計画・プランを作成するための会議等が想定される。これらの会議体を含め、それぞれの地域における社会資源を踏まえて、個人情報取扱いに留意しつつ、関係機関と緊密に連携いただきたい。</u></p> <p><u>問5 局長通知第12の1の(2)のウの(イ)にいう「状況確認が十分にできないと判断される場合」とは、具体的にどのような場合が想定されるか。</u></p> <p><u>答 情報共有等により「状況確認が十分にできないと判断される場合」については、例えば、就労支援事業に参加しているひとり親世帯について、就労支援事業の関係機関等との情報共有によって把握できる事業参加者の状況だけでなく、世帯の子の養育や資産活用の状況等に関する状況確認が求められる場合などが想定される。</u></p> <p>第13～第14 (略)</p>	<p style="text-align: right;">社保第34号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～11 (略)</p> <p>第12 調査及び援助方針</p> <p>問1～問3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第13～第14 (略)</p>